## 保育所に通うお子さまがいる保育士の皆様へ

# 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付のご案内

新たに保育士として保育所へ勤務する方や産休・育休から保育所に復帰する方へ、 お子さまの保育料の貸付を行います。

貸付後、継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除します。

#### 対象者

以下の①又は②を満たす保育士の方が対象です。

- ※ いずれも週20時間以上の勤務が必要です。
- ① 県内の保育所等に新たに勤務する方
- ② 産休、育休から保育所等へ復帰する方

#### 貸付金額

保育料の半額(月額27,000円以内) 最大1年間貸付、無利子

\*\*

保育士として2年間引き続き勤務された 場合は貸付金の全額を免除します。

#### 貸付予定人数

30名程度

### よくある質問

Q: 就職準備金や子どもの預かりサービスの貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか?

A: 他の貸付事業との併給は可能です。 それぞれの募集要項によりお申し込みください。

Q: 保育園までの交通費など、保育料以外の 費用は対象になりますか?

A: 貸付の対象となるのは保育料のみです。 交通費などは対象にはなりません。

#### 応募方法·提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ①借入申込書(様式第11号)
- ②様式第12号
- ③保育士登録証の写し
- ④週または月の勤務時間を確認できる書類もし くは雇用保険加入の確認ができる書類
- ⑤保育料の金額が確認できる書類
- ⑥借入申込者の住民票

Q: 9月に保育料が変わる可能性がありますが、 現時点では未定です。申請書にはどのように 記載すればよいでしょうか?

A: 現時点の保育料に基づいて申請してください。 貸付決定後、保育料が変更となった場合は、 すみやかにお知らせください。

Q: 貸付金の交付はどのように行われるのですか?

A: 年2回に分けて交付する予定です。 保育料変更月にかかる場合は、保育料決定 通知書の確認後に送金します。

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

## お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F

TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書·募集要項掲載ページ https://www.fukushi-shimane.or.jp/

島根県社会福祉協議会

検索